



補聴器購入を検討中の方

ご利用ください

補聴器購入費 補助制度

聴力低下により日常生活に支障が出ている方を対象に、補聴器購入代金の一部を補助します。

対象者 ※補助は1人1回限り

以下のすべてにあてはまる方

- 琴浦町に住所のある40歳以上の方
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- 両耳の聴力レベルが平均して40デシベル以上70デシベル未満であることが医師により証明された方、または医師により補聴器が必要と判断された方

補助金額 ※予算の上限に達した場合お断りすることがございます

補聴器本体代金の1/2 (上限3万円)

必要書類

- ・琴浦町補聴器購入費補助金交付申請書（医師の診断を記入したもの）
- ・補聴器の見積書

補助金交付の流れは、ウラ面をご確認ください ▶▶▶

詳細・お問合せはお電話かホームページから

琴浦町すこやか健康課

☎ 0858-52-1705

受付（平日のみ8:30~17:15）

ホームページは
こちら ▶▶▶



琴浦町 補聴器補助



補助の流れ

①申請書の入手

以下の方法で申請書を取得してください。

取得方法

- 役場すこやか健康課窓口で受け取る
- 町ホームページからダウンロードする

※役場窓口に来られない方は、電話にて郵送希望を受け付けます。

②耳鼻咽喉科の受診・見積書の取得

- ・ 申請書を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。
- ・ 医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、申請書の「医師による証明」欄に記入を受けてください。
※受診料・検査料等は自己負担です。
- ・ 補聴器販売店より、補聴器の見積書を取得してください。

③申請・補助決定

必要書類を役場すこやか健康課に提出してください。

必要書類

- 申請書 ※医師の診断を記入したもの
- 補聴器の見積書

交付決定まで、補聴器購入はお待ちください。



補助が決定した場合、「交付決定通知」と「実績報告書」をお送りします。

④購入・実績報告

- ・ 補聴器を購入し、購入店舗から領収書を受け取ってください。
- ・ 「実績報告書」「領収書」を役場すこやか健康課に提出してください。

⑤補助金の振込

振込希望口座に補助金を振り込みます。